

海浜エリアにおけるループバス（せんだい海手線 北ルート）実証運行業務 プロポーザル実施要領

第1 募集事項

1 委託業務名

海浜エリアにおけるループバス（せんだい海手線 北ルート）実証運行業務

2 業務の目的

東日本大震災から10年以上が経過し、海浜エリアにおいては様々な土地利用事業が進行し、新たな観光スポットとして施設の整備が行われているが、公共交通機関が整備されておらず、車がないと交通に不便な状況である。令和5年度のループバス実証運行事業では、運行上の課題の検証や利用者数の調査を実施したが、夏休み期間と重なる短期間の運行であったため、継続した本格運行を検討するためには、運行ルートや時間、閑散期を含めた採算性など更なる検証が必要である。

本事業では、令和5年度の実証事業の検証結果を踏まえ、地下鉄東西線荒井駅及びJR仙石線中野栄駅を発着として仙台塩釜港周辺地区を経由するルート（以下「北ルート」という。）を新たに運行することにより、海浜エリアにおけるループバスの年間を通じた継続運行に向けた課題を洗い出し、次年度以降の取り組みに活用することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和6年10月31日（木）まで

4 業務内容

別紙「海浜エリアにおけるループバス（せんだい海手線 北ルート）実証運行業務仕様書」のとおり

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- 1 宮城県内に本店または支店（支社）があること。
- 2 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 3 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- 4 有資格者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- 5 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- 6 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。

- 7 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと）。

第3 スケジュール

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 1 企画提案募集開始 | 令和6年3月29日（金） |
| 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和6年4月 3日（水） |
| 3 企画提案書作成等に関する質問への回答 | 令和6年4月 5日（金） |
| 4 参加表明書の提出期限 | 令和6年4月10日（水） |
| 5 企画提案書の提出期限 | 令和6年4月15日（月） |
| 6 企画提案書の選考（※プレゼンテーション審査） | 令和6年4月18日（木） |
| 7 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和6年4月下旬 |
| 8 契約締結及び業務開始 | 令和6年5月中旬 |

第4 応募手続

1 応募にあたっての質問及び回答

（1）受付期限

令和6年4月3日（水）午前11時まで

（2）受付方法

- ① 質問項目を質問票（様式第1号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「海浜エリアにおけるループバス（せんだい海手線北ルート）実証運行业務への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で宮城野区まちづくり推進課（海浜エリア活性化担当）にメール着信を確認すること。

（3）提出先

「6 提出先」のとおり。

（4）回答方法

回答は、令和6年4月5日（金）に仙台市ホームページに掲載する。

2 参加表明書の提出

（1）提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号） 1部
- ② 類似業務受注実績（様式第3号） 5部
 - ・ 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ・ 過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ③ 会社概要 1部
- ④ 市税の滞納がないことの証明書 1部
 - ※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住

民課の窓口にて申請してください。

- ⑤ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部

※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください。

(2) 提出期限

令和6年4月10日（水）午後3時まで

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

(4) 提出先

「6 提出先」のとおり。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第4号） 1部

- ② 企画提案書 5部

（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き10ページ以内、カラー印刷も可。

※見積書含む）

(2) 提出期限

令和6年4月15日（月）午前11時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びFAX番号、メールアドレス）」を記載すること

(2) 目次

(3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理

(4) 業務の全体計画

- ① 業務全体の流れ

- ② 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

① 運行計画

（運行ルート）

- ・ 運行ルート図、各停留所の時刻表を記載すること。

（停留所）

- ・ 停留所標識やその掲示物の内容、設置方法等について記載すること。

(使用バス)

- ・ 使用するバスの種類、台数を記載すること。
- ・ 使用するバスのラッピングや表示のデザイン案を記載すること。

(乗務員の確保)

- ・ 本件実証運行業務に従事する乗務員の人数・役割を記載すること。

② 運行実務

- ・ 利用客における乗降人数のカウント方法を記載すること。
- ・ 運賃の收受方法について記載すること。
- ・ 事故、災害発生時の対応を含めた、運行管理について記載すること。

③ 独自提案

その他、実証運行業務に係る独自提案について具体的に記載すること

(6) 事業の実施体制

各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること。

(7) 見積書

- ① 本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）。
- ② 上記業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること。

5 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

6 提出先

〒983-8601 仙台市宮城野区五輪2丁目12番35号 宮城野区役所4階
宮城野区まちづくり推進課（海浜エリア活性化担当） 山田、千葉
電話番号 022-291-2111（内線6183、6181）
メールアドレス miy013020@city.sendai.jp

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、書面審査を実施し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

2 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

- (1) 業務実施の方向性及び全体計画（配点15点）

① 事業内容と関連する各種許可申請に対する理解度

② 業務遂行能力

(2) 運行計画 (配点 30 点)

① 時刻表の作成、停留所の設置位置・方法

② 使用車両の種類、ラッピングまたは表示の方法

③ 車両の使用台数、乗務員の確保人数

(3) 運行実務 (配点 30 点)

① 乗降人数のカウント方法

② 運賃の收受方法

③ 運行管理 (事故・災害発生時の対応を含む)

(4) 独自提案 (配点 10 点)

① その他実証運行業務に係る独自提案

(5) 業務の実施体制 (配点 15 点)

① 実施体制及び実績

② 事業費の妥当性

3 受託候補者の決定通知

(1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。

(2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に観光課に書面（様式は任意）問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

第6 提案上限額

16,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

第7 その他

1 契約の締結

(1) 第5、第6により選定した委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。なお、本公募は、仙台市議会に提案している令和6年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算内容に応じ、本業務の取り止め、業務内容の変更及び予算額変更の可能性がある。

(2) また、本公募は観光庁「令和6年度ブルーツーリズム推進支援事業」の採択を前提としており、契約は採択後に行うものとする。したがって、採択結果により本業務の取り止め、業務内容の変更及び予算額変更の可能性がある。